

瀕死の大学に、死刑を告げる国立大学法人法の改正に反対し、すべての市民に訴えます！

「地域と大学を考える会」有志 2023/11/24

大学への政府の直接の統制を可能にする国立大学法人法改正案が、衆議院本会議議決を終えて、12月1日からの参議院に送られることになりました。国会の会期末は12月13日です。第一に、この法案がどうして、ごく一部の日本の「トップ」大学にとどまらず、地方の小さな大学のあり方にまで直結する話なのか。第二に、これがどうして、大学関係者だけでなく、普通の市民にとって、そして日本社会にとって危険極まりない話なのか。この二つの関心から、ここでは、学長の上に設定される、新たな意思決定機関である「合議体」の性格に絞って、考えてみたいと思います。

第一には、この法案の「大学ガバナンス改革」が持つ国家統制という性格です。この法案の前の「国際卓越研究大学」の制定にあたっては、巨額の資金供与と引き換えに学外者を過半とする「合議体」を大学の最高意思決定機関として、学長の上に置く「ガバナンス改革」が求められていました。ところが、10月31日の閣議決定で、この資金供与と切り離して、突如、この「ガバナンス改革」だけが、大規模国立大学（具体的には、東北大、東大、京大、阪大、名古屋大学+岐阜大学）に適用されることになりました。しかもこの「合議体」（「運営方針会議」と名付けられた）は、学長と数名の委員からなるが、この運営方針会議の委員の学長任命の際には、文部科学大臣の承認を必要とすることになっています。つまり承認するか否かをめぐって、学術会議の構成員が政府によって任命されなかったのと、同じ問題が起こりうる仕組みになるのです。

2014年の学校教育法改正によって、大学の意思決定権限が、学長に集中し、教授会は単なる諮問機関になり、教授会自治という意味での大学自治は制度上否定されることになりました。その後教授会の上に、どんどん様々な意思決定組織が重ねて作られ、大学で直接に研究と教育にたずさわる教職員と、そこで学ぶ学生とが実際に活動している現場とは、はるかに離れたところで大学の意思決定が行われるようになりました。今回は、その頂上にさらに、委員の任命に、「文部科学大臣の承認」を必要とする「運営方針会議」が制定され、個別の大学の意思決定が、直接に文部科学大臣の監視下に置かれることとなります。これまでは助成金による間接的な政策誘導を主としてきた政府の大学行政が、とうとう直接的な大学統制に乗り出したわけです。こうして、すでに瀕死状態の「大学自治」は、最終的に息の根を止められることとなります。

加えて、現場からはるかに離れた「運営方針会議」のメンバーには、研究と教育を実際に営んでいる教職員、学生の顔は全く見えないわけですから、彼らは政府の政策動向と提出された書類と数字だけを根拠に、物事を判断し、決定していくこととなります。いまでも学生用トイレの修理ができなくなり（金沢大学）、学生診療所が閉鎖され（京大）、グラウンドがでこぼこのまま放置され（長野大学）、校舎の雨漏りも放置され（長野大学）、というような事例が頻発していますが、意思決定の場から遠く離れた研究と教育の現場は、こうして、ますます疲弊していくことになるでしょう。

第二の特徴は、この法案の出てくる異様な速さと、その適用範囲が融通無碍なことです。従来、「国際卓越研究大学」についてのみ適用されると言われていた「合議体」が「運営方針会議」として、突如「国際卓越研究大学」と制度上関係しない「大規模国立大学」に一律に適用される法案が現れました。しかもこの適用範囲は、閣議で決定される政令によって自由に拡大できることになりました。こうなれば、これまでがそうであったように、国立大学は、大学の「格」を上げるために、この「運営方針会議」を設置す

る大学になることを、こぞって、自ら求めていくことになるでしょう。他方で公立大学の政策推進の正当化の根拠は、いつでも「国がそうするから」というところにありますから、これも右へならえで、同様の「合議体」が普及していくでしょう。そうなれば国策の下で、およそ 800 の日本の大学のうち、88 の国立大学と 100 の公立大学がこの方向になびいていくときに、残された私立大学が安閑としていられるはずがありません。現に今でも、何らかの国の大学助成が示されると、露骨なほどに、決まって、「ガバナンス改革」が、交換条件として要求されてきています。

第三に、それでは、政府に直接に紐づけられた「ガバナンス改革」で政府をはじめとするこの法改正の推進者たちはいったい何をやろうとしているのでしょうか。大学債発行と土地の貸し付けの規制緩和等々の気になる論点もありますが、これらはひとまずおいて、国家統制という性格を強めた、この「ガバナンス改革」によって、直接には何の実現が目指されているのか、この点に絞って考えてみます。まず最初に注目すべきは、この改正案の双子の兄弟ともいえるべき「国際卓越研究大学」制度の運用の「基本的な方針」(2022 年 11 月)で「外部資金の獲得実績や大学ファンドへの資金拠出などに応じて、個々の大学への助成額を決定する」(18 頁)とある点です(「国際卓越研究大学の危険性」(光本滋 軍学共同反対連絡会 News Letter NO.73 2022/11/27))。ここでいう外部資金の制度として、ひとつ有力なのは、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」です。これは 2017 年度に始まった制度ですが、当初予算ベースで 20 億円から始まり、2023 年度には 96 億円と約 5 倍に急増しています。「外部資金の獲得実績」に応じて「個々の大学への助成額を決定する」というわけですから、指定された大学は、「外部資金」欲しさに、急激に予算総額が増えている「安全保障技術研究推進制度」にいやでも傾斜していかざるを得ないでしょう。しかもこれまで、この制度は、大学からの応募を待ち望んでいましたが、学術会議によって、待たをかけられていたので、大学からの応募急増は願ったりかなったりです。

「国際卓越研究大学」の制定にあたっては、助成金支給と政府の統制強化を意味するガバナンス改革とは、いわば、バーター取引でしたが、今度の法改正では、交換の対価なしでの一方的なガバナンス改革だけです。この改正の下での「運営方針会議」には政府の直接的な統制が作用しえますから、この会議で、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」に取り組むという方針が出されるということはほとんど確実だと言えるでしょう。

この点では二つの有力な状況証拠を付け加えておきます。北大では、「安全保障技術研究推進制度」に採択されていた受託研究を期間の途中で返上しました。この当事者の学長は、職員へのハラスメントを理由に文科省から懲戒解雇されています(のちにこのハラスメントを告発した文書が存在しないことが判明しました。目下解雇不当訴訟の裁判中)。その後「改心」した新執行部の下で、ふたたび、この制度に応募し、採択されています。筑波大では、次の任期満了までで 14 年になるという学長専制体制が続いていますが、その学長は、軍事研究に関与しないという学内申し合わせを無視して、同じ「安全保障技術研究推進制度」で特別扱いの S クラスという大型研究費を取得しています。一方の北大では、国策に対抗的な学長を排除したうえで、他方の筑波大では、国の求める盤石のガバナンス体制を確立したうえで、いずれも本格的な軍事研究に取り組んでいくことになりました。

大学の急速な軍事研究への傾斜、市民として果たして、この事態を拱手傍観していいのか。これはこれからの国の形をどうするのかという点で、市民一人一人の態度決定が問われるところです。急速な軍事研究への傾斜、これだけがこの法改正によってやりたいことではないでしょうが、これがやろうとする課題のうちにふくまれていることはまちがいないでしょう。

2010年代初頭からの「大学ミッションの再定義」、「文系学部不要論」等の議論を振り返ってみましょう。大学がもともと期待されていた、物事をそもそもの原理の根底から考え直す精神の涵養というミッションは一顧だにされず、「選択と集中」政策の下で、即効性のある技術立国への寄与がもっぱら大学に求められてきました。国家統制のもとで、専制的な大学支配体制によって、自由の精神を失った大学の現場で、今後、果たして自立した市民の形成が期待できるでしょうか。日本の未来を担う若者たちの自己形成を、こういう大学に託していいのでしょうか。

以上のように考えて、私たちは、この法案に反対します。今国会の会期末が迫ることを念頭に、世論の盛り上がりによって、この法案の審議未了(廃案)を目指して、私たちは多くの心ある人々と手を携えて、微力を尽くしたいと思います。